

## 兵庫県立大学自然・環境科学研究所規程

### (設置)

**第1条** 自然及び環境の総合研究を行うため、自然・環境科学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

### (業務)

**第2条** 研究所は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自然及び環境に関する学術研究に関すること。
- (2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- (3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- (4) 他の大学、研究機関及び博物館等との研究交流に関すること。
- (5) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

### (所長)

**第3条** 研究所に、研究所長（以下「所長」という。）を置く。  
2 所長は、学長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

### (次長)

**第4条** 研究所に、研究所次長（以下「次長」という。）を置く。  
2 次長は、別に定める系ごとに置く。ただし、所長が所属する系には次長を置かず、所長が次長の職務を行うものとする。  
3 次長は、所長の職務を補佐する。  
4 次長の選考に関して必要な事項は、別に定める。

### (補則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。